

王寺町創エネ・省エネシステム等普及促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化の防止及び災害時にも活用可能な創エネルギー・省エネルギーシステム等の普及促進のため、創エネ・省エネシステム等を住宅において活用する者に対して、予算の範囲内において王寺町創エネ・省エネシステム等普及促進事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次の各号に掲げるものとする。但し、補助対象事業ごとに別表第1に掲げる要件を全て満たし、法令等に適合したものを対象とする。

- (1) 家庭用燃料電池システム(エネファーム)の設置
- (2) 家庭用リチウムイオン蓄電池システムの設置
- (3) 次世代自動車(但し、電気自動車又はプラグインハイブリッド車に限る。以下この要綱において同じ)の購入
- (4) V2H(ビークル・トゥ・ホーム)システムの設置

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、補助金の交付申請時に住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定に基づき、王寺町の住民基本台帳に記録されている者(未成年者を除く。)とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は補助金の交付対象者とならない。

- (1) 町税を滞納している者(納期限が到来していない町税について、町に対し分割納付の誓約をしているものを含む。)
- (2) 申請する補助対象事業について、同一の世帯にある者が、過去において補助金の交付を受けている者
- (3) 申請する補助対象事業について、王寺町から他の補助を受けている者
- (4) 王寺町補助金等交付規則(平成18年3月規則第1号)第4条第2項各号に該当する者

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の対象となる経費は、補助対象事業ごとに別表第2の補助対象経費の欄に掲げるとおりとする。

2 補助金の額は、補助対象事業ごとに別表第1の補助金額の欄に掲げるとおりとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「交付申請者」という。)は、町長が別に定める期間内に補助金交付申請書(様式第1号)に、別表第3に掲げる添付書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 補助金の交付申請は、直接持参の方法によるものとし、予算の範囲内で先着順に受け付けるものとする。

3 交付申請者は、補助金の交付に係る手続を代理人に委任することができる。その場合は補助金交付申請書にて代理人を指定するものとする。

(交付決定)

第6条 町長は前条の規定による交付申請があった場合は、その内容を審査し、交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により交付を決定した場合は、補助金交付決定兼確定通知書(様式第2号)により、交付申請者に通知するものとする。

3 町長は第1項の規定により不交付を決定した場合は、補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、交付申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 交付申請者は、前条第2項の規定による通知を受けたときは、町長が別に定める日までに補助金交付請求書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第8条 町長は、前条の補助金交付請求書の提出があった場合は、請求のあった日から30日以内に補助金を交付するものとする。

(財産処分の制限)

第9条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付の対象となったシステム又は、次世代自動車を、補助対象事業ごとに別表第4の財産処分制限期間(以下「財産処分制限期間」という。)が経過するまでの間、処分することなく適正に管理しなければならない。

2 補助金の交付を受けた者は、財産処分制限期間が経過しないうちに滅失したとき、又は処分しようとするときは、財産処分承認申請書(様式第5号)を町長に提出し、滅失または処分したときから財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する金額を町に返還しなければならない。

(調査等への協力)

第10条 町長は、必要があるときは、補助金の交付を受けた者に対し、町が取り組む地球温暖化対策事業又は防災・減災事業等に関する調査等について協力を求めることができる。

(確認及び検査)

第11条 町長は、補助金の交付を受けた者に対し、補助金の交付対象となったシステム又は次世代自動車の使用状況、帳簿、書類その他の必要な事項について確認し、又は検査をすることができる。

(交付決定の取消)

第12条 町長は、第6条の規定により補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、補助金を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により補助金の交付を受けた、又は受けようとしたとき。

(3) 第9条第2項の規定による財産処分承認申請書(第5号様式)の提出があったとき

(4) 前2条の規定に基づく求めに応じなかったとき。

(5) その他町長が不相当と認めたとき。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

補助対象システムの補助条件及び補助金額

補助対象事業	補助要件	補助金額
<p>(1) 家庭用燃料電池システム (エネファーム)の設置</p>	<p>次に掲げる補助条件を全て満たすこと。 (ア)未使用品であること。(中古品は、対象外とする) (イ)交付申請者自らが居住する町内に存する既存住宅(共同住宅を除く)もしくは居住しようとする町内に存する新築住宅(共同住宅を除く)に設置されたものであること。 (ウ)一般社団法人燃料電池普及促進協会(FCA)が家庭用燃料電池システムとして指定している機器であること。 (エ)第4条に規定する補助対象経費に係る支払手続が完了していること。 (オ)令和6年4月1日以降に工事請負等の契約が締結されたものであること。</p>	<p>住宅1棟につき 100,000円</p>
<p>(2) 家庭用リチウムイオン 蓄電池システムの設置</p>	<p>次に掲げる補助条件を全て満たすこと。 (ア)未使用品であること。(中古品は、対象外とする) (イ)交付申請者自らが居住する町内に存する既存住宅(共同住宅を除く。)もしくは居住しようとする町内に存する新築住宅(共同住宅を除く。)に設置されたものであること。 (ウ)リチウムイオン蓄電池部及びインバータ、パワーコンディショナ等の電力変換装置を備えたものであること。 (エ)一般社団法人環境共創イニシアチブが行う「ネットゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)支援事業」の補助対象機器として認められたもの又は同等以上の機能を有すると町長が認めるもの。 (オ)蓄電容量が1.0kWh以上であること。 (カ)太陽光発電システムと接続されたものであること。 (キ)第4条に規定する補助対象経費に係る支払手続が完了していること。 (ク)令和6年4月1日以降に工事請負等の契約が締結されたものであること。</p>	<p>住宅1棟につき 50,000円</p>

補助対象事業	補助要件	補助金額
<p>(3) 次世代自動車(但し、電気自動車またはプラグインハイブリッド車に限る)の購入</p>	<p>次に掲げる補助条件を全て満たすこと。</p> <p>(ア) 電気自動車(普通車・軽)・PHEV 車両であること。</p> <p>(イ) 新規登録車両(新車)であること。</p> <p>(ウ) 個人登録車両であること。(法人登録は含まない)</p> <p>(エ) 自動車検査証上の「使用の本拠の位置」が町内であること。</p> <p>(オ) 個人間の売買で取得した車両でないこと。</p> <p>(カ) 一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」の交付決定を受けた車両であること。</p> <p>(キ) 第4条に規定する補助対象経費に係る支払手続が完了していること。</p> <p>(ク) 令和6年4月1日以降に売買契約が締結された車両であること。</p>	<p>電気自動車 (普通) PHEV1台 100,000円 (軽)1台 50,000円</p>
<p>(4) V2H(ビークル・トゥ・ホーム)システムの設置</p>	<p>次に掲げる補助条件を全て満たすこと。</p> <p>(ア) 未使用品であること。(中古品は、対象外とする)</p> <p>(イ) 交付申請者自らが居住する町内に存する既存住宅(共同住宅を除く)もしくは居住しようとする町内に存する新築住宅(共同住宅を除く)に設置されたものであること。</p> <p>(ウ) リチウムイオン蓄電池部及びインバータ、パワーコンディショナ等の電力変換装置を備えたものであること。</p> <p>(エ) 一般社団法人環境共創イニシアチブが行う「ネットゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)支援事業」の補助対象機器として認められたもの又は同等以上の機能を有すると町長が認めるもの。</p> <p>(オ) 蓄電容量が1.0kWh以上であること。</p> <p>(カ) 太陽光発電システムと接続されたものであること。</p> <p>(キ) 第4条に規定する補助対象経費に係る支払手続が完了していること。</p> <p>(ク) 令和6年4月1日以降に工事請負等の契約が締結されたものであること。</p>	<p>住宅1棟につき 100,000円</p>

別表第2(第4条第1項関係)

補助対象経費

補助対象事業	補助対象経費
(1) 家庭用燃料電池システム(エネファーム)の設置	(ア) 機器購入費 (イ) その他付属機器購入費(配管及び配線器具) (ウ) 設置工事費
(2) 家庭用リチウムイオン蓄電池システムの設置	(ア) 機器購入費(蓄電池部、電力変換装置) (イ) その他付属機器購入費(配管及び配線器具) (ウ) 設置工事費
(3) 次世代自動車(但し、電気自動車またはプラグインハイブリッド車に限る)の購入	(ア) 車両本体購入費
(4) V2H(ビークル・トゥ・ホーム)システムの設置	(ア) 機器購入費 (イ) その他付属機器購入費(配管及び配線器具) (ウ) 設置工事費

別表第3(第5条関係)

申請書の添付書類

補助対象事業	添付書類
<p>(1) 家庭用燃料電池システム (エネファーム)の設置</p>	<p>(ア) 様式第1号 (イ) 補助対象事業に係る経費の内訳が記載された工事請負契約書等の写し (ウ) 補助対象経費の支払手続が完了していることが確認できる書類(領収書、金融機関等の振込依頼書、ローン契約書の写し等) (エ) 住民票の写し(申請日前3箇月以内のもの) (オ) 町税等の納税証明書 (カ) システムを設置した住宅の登記事項証明書又は固定資産税納税通知書(明細書)の写し (キ) 設置完了後の補助金の交付対象となったシステム(以下「システム」という)のカラー写真 (ク) システムのうち、燃料電池ユニットと貯湯ユニットの製造事業社名、品名番号及び製造番号が記載されているそれぞれの銘板のカラー写真 (ケ) その他町長が必要と認める書類</p>
<p>(2) 家庭用リチウムイオン 蓄電池システムの設置</p>	<p>(ア) 様式第1号 (イ) 補助対象事業に係る経費の内訳が記載された工事請負契約書等の写し (ウ) 補助対象経費の支払手続が完了していることが確認できる書類(領収書、金融機関等の振込依頼書、ローン契約書の写し等) (エ) 住民票の写し(申請日前3箇月以内のもの) (オ) 町税等の納税証明書 (カ) システムを設置した住宅の登記事項証明書又は固定資産税納税通知書(明細書)の写し (キ) 設置完了後の補助金の交付対象となったシステム(以下「システム」という)のカラー写真 (ク) 太陽光発電システム又は家庭用燃料電池システム(エネファーム)と接続されていることが分かる書類(太陽光発電システム又は家庭用燃料電池システム(エネファーム)の設置がわかる書類)</p>

補助対象事業	添付書類
(3) 次世代自動車(但し、電気自動車又はプラグインハイブリッド車に限る)の購入	(ア) 様式第1号 (イ) 自動車検査証の写し (ウ) 支払の対象となった車両の名称が確認できる書類(注文書、売買契約書等の写し) (エ) 補助対象経費の支払い手続きが完了していることが確認できる書類(領収書、銀行等の振込依頼書、契約書の写し等) (オ) 導入した車両の製品カタログ、仕様書等 (カ) 導入した車両のカラー写真(プレートナンバーが確認できること。) (キ) 一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」に係る交付決定通知書の写し (ク) 申請の対象となる車両の車庫の位置が分かる地図(集合駐車場の場合は区画番号を記入)
(4) V2H(ビークル・トゥ・ホーム)システムの設置	(ア) 様式第1号 (イ) 補助対象事業に係る経費の内訳が記載された工事請負契約書等の写し (ウ) 補助対象経費経費支払手続きが完了していることが確認できる書類(領収書、金融機関等の振込依頼書、ローン契約書の写し等) (エ) 住民票の写し(申請日前3箇月以内のもの) (オ) 町税等の納税証明書 (カ) システムを設置した住宅の登記事項証明書又は固定資産税納税通知書(明細書)の写し (キ) 補助金の交付対象となったシステムの設置完了後のカラー写真

別表第4(第9条関係)

財産処分制限期間

補助対象事業	財産処分制限期間
(1) 家庭用燃料電池システム(エネファーム)の設置	6年
(2) 家庭用リチウムイオン蓄電池システムの設置	6年
(3) 次世代自動車(但し、電気自動車またはプラグインハイブリッド車に限る)の購入	4年
(4) V2H(ビークル・トゥ・ホーム)システムの設置	6年